

デュッセルドルフ日本人学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義の理解

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。〔いじめ防止対策推進法 第2条〕

「いじめ防止対策推進法」や国のいじめ防止等のための基本的な方針を受け、次のように本校の「学校いじめ防止基本方針」を定めるとともに、本校におけるいじめ防止の具体的な取組、組織を定めるものとする。

2 いじめの未然防止

(1) 魅力ある授業・学級

- ・ 「わかる」実感がもてる授業づくり（「わからないから始まる学び合い」の推進）
- ・ 自己肯定感を育む授業を通じた学級経営

(2) 道徳教育

- ・ 道徳科を要として、教育活動全体を通して、生命を大切にする心、互いに認め合い協力し助け合うことのできる信頼感、友情、節度ある言動、思いやりの心、寛容な心などを育む。
- ・ いじめに対して、友達と力を合わせ、教師や家族に相談しながら正していこうとするなど、いじめ防止等に児童生徒が主体的に関わる態度を育む。

3 いじめの早期発見

(1) 姿勢

- ・ 認知件数が増えることを否定的にとらえずに、「いじめは、いつでも・どこでも・だれにでも起こりうる」という認識のもと、早期発見に努める。

(2) 観察

- ・ 授業等において児童生徒の様子を確実に把握し、児童生徒の小さな信号を見逃さないように心がける。
- ・ 全職員で全児童生徒に関わる意識をもち、児童生徒に関する情報交換を定期的に行う。

(3) アンケート調査

- ・ いじめアンケート等を活用し、継続的にいじめの実態把握に努める。

(4) 校内研修

- ・ 自己有用感を高めることに繋がる授業(「わからないから始まる学び合い」の推進)についての研修を継続的に行う。
- ・ 様々な問題行動についての認識を深める方策についての研修をする。

(5) 校内連携体制

- ・ スクールカウンセラー、養護教諭、特別支援コーディネーター等との協力体制を整え、可能な限りの情報交換を行う。

(6) 保護者との連携

- ・ 保護者と積極的に関わり、児童生徒に関する幅広い情報収集に努める。

4 いじめへの早期対応

(1) 実態把握

- ・ いじめに該当するか否かの判断を職員一人で行わない。いじめを疑う事案は関係職員、学年主任、管理職等へ迅速に報告する。

(2) 初期対応

- ・ 担任一人に任せるのではなく、全職員で役割分担をする(スクールカウンセラー、養護教諭の専門性も活かす)。
- ・ いじめられた児童生徒、いじめた児童生徒、周囲の児童生徒から複数の職員で聴き取りを行い、学校組織として対応する。

(3) いじめ対策委員会

- ・ 構成員：校長、教頭、教務主任、生活健康安全指導部長、学年主任、養護教諭、事務長等
- ・ いじめられた児童生徒・保護者への支援、いじめた児童生徒・保護者への指導、集団に対する対応の方法、手順を決定する。
- ・ 決定した方針を全職員で共通理解する。
- ・ 対応の経過を正確に記録する(いつ、どこで、誰が、何を、どのようになど)。

(4) 児童生徒への指導・支援

ア いじめられた児童生徒・保護者に対して

- ・ 対応の方針について、ていねいに説明する。
- ・ 解消まで見守る。いじめに係る行為が止んでいること、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを確認して、解消と判断する。

イ いじめた児童生徒・保護者に対して

- ・ 行った行為が許されないことを十分に自覚させる。

- ・ いじめの背景にある要因についても検証し、再発防止に努める。

ウ 集団に対する対応・指導

- ・ 傍観者とならないよう、いじめを許さない雰囲気を作る指導をする。
- ・ いじめの再発防止にむけて、集団としてなすべきことを考える機会を設ける。

エ 文部科学省への報告

- ・ 迅速、正確に報告する。

オ 重大事項への対応

- ・ 重大事案(生命・心身・財産に重大な被害が生じる疑い。相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い)に対しては、質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う(いじめ防止対策推進法 第28条)。

5 方針の周知・検証・改善

- (1) 「いじめ防止基本方針」をHPに掲載し、保護者、地域に周知する。
- (2) 理事運営委員会等で、いじめの状況、対応について報告する。
- (3) いじめに対する取組状況等を学年末に検討し、「いじめ防止基本方針」を見直す。